

参照条文目次

一	自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）	1
二	自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）	2
三	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	3
四	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	4
五	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	5
六	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	5
七	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	6
八	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）	7
九	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	7
十	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）	7
十一	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）	8
十二	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	8
十三	景觀法（平成十六年法律第一百十号）	8
十四	景觀法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	9

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案参照条文

◎自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）

（利用調整地区）

第二十三条（略）

2（略）

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 一六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

（立入りの認定）

第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一・二（略）

2 一四（略）

5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6（略）

7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

（手数料）

第三十一条 国立公園については第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定

機関)に納めなければならない。

2・3 (略)

附 則

1～8 (略)

(都道府県が処理する事務)

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

10～15 (略)

◎自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号) (抄)

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
- 八 木竹を植栽すること。
- 九 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 十 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十一 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)。
- 十二 火入れ又はたき火をすること。
- 十三 廃棄物を捨て、又は放置すること。
- 十四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
- 十五 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十六 前各号に掲げるもののほか、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
255 (略)

(中止命令等)

第十八条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じることができる。

2 環境大臣は、政令で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締官を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。
3 (略)

(海域特別地区)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 海域特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものについては、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 海底の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 海面を埋め立て、又は干拓すること。

五 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

六 物を係留すること。

七 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

459 (略)

◎地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 (略)

2～8 (略)

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

11～17 (略)

◎地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

政令	事務
(略)	(略)
自然公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十八号）	附則第三項から第五項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

(略)

(略)

◎宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 （略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三 三十四 （略）

2 25 （略）

（契約締結等の時期の制限）

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

◎宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

(法第三十三條等の法令に基づく許可等の処分)

第二條の五 法第三十三條及び第三十六條の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十六 (略)

十七 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十三條第三項、第十四條第三項及び第二十四條第三項の許可並びに同法第六十條第一項(利用調整地区に係る部分を除く。)の規定に基づく條例の規定による処分

十八〇二十七 (略)

(法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限)

第三條 法第三十五條第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び條例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一〇一号)第三十八條第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六條及び第二十八條の規定により同法第三十八條第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一〇十七の二 (略)

十八 自然公園法第十三條第三項、第十四條第三項、第二十四條第三項、第二十六條第一項、第三十六條及び第六十條第一項(利用調整地区に係る部分を除く。)

十九〇三十四 (略)

2・3 (略)

◎地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号) (抄)

(他の法令の準用)

第二條 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市(第二十三号にあつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇九 (略)

十 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十一條(第三十條において準用する場合を含む。)、第二十五條第十項第二号、第二十六條第三項第四号、第二十七條第九項第二号、第二十八條第六項第三号及び第四十九條第三項

十一〇三十二 (略)

2 (略)

◎都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（都市計画基準）

第八条（略）

2 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

一（略）

二 自然公園法第十三条第一項に規定する特別地域、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの

◎地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一 四の二（略）

五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項及び第三項並びに第十条

六 八（略）

九 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第二号、第二十

六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項

十 二十九（略）

2（略）

◎不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3（略）

(事業実施の時期に関する制限)

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

◎不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

(広告の規制等に係る許可等の処分)

第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一 二十 (略)

二十一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十三条第三項、第十四条第三項及び第二十四条第三項の許可並びに同法第六十条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分

二十二 一 三十一 (略)

◎独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

(他の法令の準用)

第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 三 (略)

四 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第五十六条第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条第二項

五 一 十一 (略)

十二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項

十三 一 三十 (略)

2 (略)

◎景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）

(景観計画)

第八条 (略)

一〇五 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの

イ〇二 (略)

ホ 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であつて、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）

六 (略)

三〇七 (略)

8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

九・一〇 (略)

◎景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）

（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条 法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第三項第一号、第六号及び第十二号（同法第二十四条第三項の許可については、同法第十三条第三項第一号及び第六号）に掲げる行為とする。

（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）

第六条 法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 自然公園法第七条第一項又は第三項の公園計画

十一〇十六 (略)